

△H22 年度予算案審査（建設部門）

◆高木真理委員 民主党・無所属の会の高木です。皆さんお疲れのところと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私は、2つの観点を念頭に置きながら質問させていただきたいと思います。

もう何度も出てきておりますけれども、本当に今年は未曾有の経済危機に直面しているということ。グローバル化への対応も、むやみな雇用の規制緩和で対応したことによって、国民は今大変な事態に直面していると思っております。派遣切り、年が越せないというニュースが年末にありましたけれども、今度は年度を越せないという事態が出てくるのではと思っております。ニュースを見ている、年末の対応も、むしろ国の対応というのは悠長に聞こえまして、市というのは目の前で市民が困っている、それをどうにかしなければいけない、見殺しにはできないとういことで、では何ができるかということをやっけていかなければいけない、それが来年度の予算だと思っております。

もちろん、確かに着々と本市の未来に向けての事業を進めなければなりませんけれども、この危機に対応するというのも必要ではないかということで、伺いたいのが1点。それから、もう一つのポイントはやはり行財政改革を着実に進める必要があるという、この2点を念頭に置きながら質疑に入りたいと思います。

まず、一つ目の質疑は、建設局全体のこと伺いたいのと思います。

この予算委員会の数日間の審査の中でも、シーリングという言葉が若干ささやかれた時期があったのですが、建設局の一般会計予算は、局で7.1%の減、水道もマイナス5.8%の減、下水道事業会計は2.8%増ということではあります。シーリングの消化の仕方ですね、どこを我慢することになったのか、あるいは予算的には圧縮されてしまったけれども、同じ効果を出すためにこういうところを工夫して同じ成果を出そうと努力するのですよ、今年の予算はというようなことがありましたらお聞かせください。

◎土木総務課長 局におけますマイナス分の消化、我慢と工夫についてお答えさせていただきます。

予算編成の基本方針に基づきまして、局運営経費に係る政策分、義務分を除いた一般財源の配分は5%の減額でございます。主なものといたしましては、道路維持費のマイナスシーリングにつきましては、ボランティア等での清掃美化活動を行う住民団体を道路の里親として募集し、歩道や植樹帯等による快適で美しい道路環境づくりに貢献してもらっています。これら限られた予算を有効的に活用し、市民の要望や期待にこたえてまいりたいと考えております。

◆高木真理委員 次の質問に移りますけれども、建設局から発注されることになる全部の工事量というのは、21年度予算では20年度予算に比較してどうかということ伺いたいと思います。無駄なものまでやれと言っているわけではなくて、必要なものをぜひこの時期にきちんとやってこそ景気対策になると思うのですが、伺います。

◎土木総務課長 建設局における発注数につきましての全体工事量につきまして、前年度と比較してお答えさせていただきます。

工事請負費の当初予算ベースで申し上げますと、平成20年度の一般会計分103億4,221万9,000円と、下水道事業会計分117億2,085万5,000円を合わせた総額は220億6,307万4,000円であります。平成21年度の一般会計分につきましては、101億2,307万9,000円と下水道事業会計分140億4,872万8,000円を合わせた総額は241億7,180万7,000円でございます。前年度に比較しますと21億873万3,000円の増額となっております。

◆高木真理委員 増額になっているということで、しっかりその辺は対応していただいていると認識させていただきました。

それでは、次に本市の道路建設の考え方について伺っていきたいと思います。

国では、道路特定財源の一般財源化という話がありましたけれども、当初の議論は、一般財源化されると地方で優先順位を自由に決められるような形ということかと思いましたが、そうではなくて、結果的には形を変えた補助金でおりにくるというようなことになったようですが、地域活力基盤創造交付金については、初日の審査で自民党からお話が出ましたのでここでは伺いませんけれども、この一般財源化に伴って地方債の見直しが行われるということが総務省の内かんなどでも出されておりました。道路建設に当たって、一般公共事業債というものの充当率を、現行は45%だった

ものが90%に上げてよいということが書いてあって、言ってみれば借金して道路をつくるのがしやすくなるということであるのですが、必要な事業をやることは重要だと思いますし、それについて必要な財源を組み合わせるといふ工夫はいろいろあると思うのですが、むやみな借金の増加にはつながらないほうがいいという観点で、この影響について伺いたいと思います。

◎道路計画課長 一般公共事業債についてお答えいたします。

一般公共事業債の充当率が上がる場合は、平成21年度の新充当率がまだ現在確定されておりません。したがって、影響については把握しておりません。充当率が定まった段階で、財政局で影響について判断してまいりたいと考えております。

◆高木真理委員 それでは、今後の推移を見守らせていただきたいと思います。

それでは、道路の次なのですけれども、平成21年度予算における各種道路事業の市民1人当たりの事業費というものについて伺いたいと思います。

建設とか改良とか維持とか、いろいろあると思いますけれども、道路の種別で伺いたいと思っております。都市計画道路、国、県道、1、2級道路、暮らしの道路、スマイルロード、この4つのクラスに分けてそれぞれ1人当たりどのくらい税金が使われているのか、それで事業が行われていくのかということについて伺いたいと思います。

◎道路計画課長 市民1人当たりの事業費ということでお答えさせていただきます。

はじめに、都市計画道路、1人当たり6,473円でございます。次に国道、県道、これが4,587円でございます。次に1、2級道路、これが697円でございます。最後になりますが、暮らしの道路、それとスマイルロード、これが1,986円でございます。

◆高木真理委員 どの道路も必要度が高いものでありまして、今のお話を伺うと、やはり都市計画道路に対する投資というのは用地買収のお金が大変占めていると思いますが、この中ではウエートがかかって事業が行われているのだということはわかったのですが、資料の16ページにいただきましたけれども、平成17年度から19年度の2年間の推移を見ると2年で2.2%の進捗になっておりまして、よくこの場でも議論が出ますけれども、ということは、普通に考えると100年かかるということの問題

点は担当課でも御認識いただいているかと思えます。

もちろん、都市計画道路の計画自体を見直して、一気にここまでやっていますという整備率を上げるというのも一つではありますが、それとあわせてというか、それで見た目の数字が進んでも仕方がないという部分もありまして、本当にやはり渋滞がひどいところでありまして、そこは通行にとって計画道路が完成すべきというところは市内にあると思えます。なので、そこを考えたときに、都市計画道路の整備というのは促進されるべきと考えますけれども、今それぞれ金額の配分を伺いましたが、さらに都市計画道路を促進するような配分というのは考えていけるか、優先順位ですね、道路の中の優先順位について伺えればと思えます。

◎道路計画課長 予算配分の優先順位につきましては、各事業ともそれぞれ重要性が高いと感じております。今後は、やはりバランスよく予算を配分して執行するのが肝要かと考えております。

◆高木真理委員 それでは、次に移らせていただきます。

次は、道路維持事業、予算書 143 ページについて伺います。

橋りょうに関しましては、ライフサイクルコストを見てアセットマネジメントをしていくというようなことで出ておりますけれども、道路の維持という事業、逆に言うと建設にどうしてもお金が回りがちなところがあると思うのですけれども、維持管理というのも大変重要なことだと思っております。計画的な維持管理というのをを行うと、予算というお金も有効に使われるのではないかなと、ちょっと専門的なところはわからないので思うのですけれども、本市ではこの維持管理というのはどういうふうな仕組みで管理しているのか、どのように維持管理を進めているのか。逆に言うと、何年前にここは舗装して、もうこのくらいたっているからちゃんと見なければいけないかなというやり方でやっているのか、年度で確保した予算の中で要望が上がってきたところからやるというような仕組みなのか、伺います。

◎道路環境課長 道路維持事業について、現在の計画的な事業内容をお答えいたします。

計画的な事業といたしましては、路面性状調査を5年に1度実施しております。市内の幹線道路の路面状況を確認しまして、年度計画の中で切削オーバーレイ等の修繕

を行っております。

◆高木真理委員 5年に1度チェックしていただいているということで、その中で有効な管理をぜひ行っていただきたいと思います。

これはちょっと派生的に伺うのですが、道路の歩道の部分も含めての道の種類ごとに管理されているかと思いますが、整備不良でけがなどをすると訴訟を起こされるということもあるかと思いますが、本市で事例があるか、あるとすれば件数を伺えますか。

◎土木総務課長 18年3月に裁判上の和解として1件がございます。

◆高木真理委員 1件だけあったということなのですが、私が知っているケース、これは裁判には多分なっていないケースだと思うのですが、実際に歩道でけがをしたという人が身近にいます。なかなか道路整備という場合に、車道の整備についてはチェックが行き届いていくのだろうなど、5年に1度のチェックでと思いますが、実はそこにあわせて歩道の部分の側溝のふたかけが結構割れていたり、がたがたになっていたりというところが意外と見落とされがちなのではないかなと思うのですが、チェックの体制はいかがでしょうか。

◎道路環境課長 歩道についてのチェック体制をお答えします。

現在、道路パトロールや市内郵便局、これは6局あるのですが、その職員による情報提供等で現場状況を把握し、危険性や緊急性を判断しております。また、長いスパンでの改築が必要な路線については、老朽化の程度や歩行者交通量を勘案しまして計画的に歩道の改築を進めてまいりたいと考えております。

◆高木真理委員 実際には長いスパンで計画して見ていかなければいけないような歩道というのも出てくると思いますので、そちらの対応もよろしくお願ひしたいと思います。

道路を終わりました、次、市営住宅に行かせていただきたいと思います。

市営住宅、4月1日から入居基準と家賃制度が変わりますけれども、この影響について心配する面もあるのですが、より困っている人に優先的に入ってもらおう方向での

政令改正なのだろうとは受けとめております。こちらはまだこれから変わるということで、影響額とかはちょっと難しいと思うので伺わないのですが、市営住宅が足りないという話は予算委員会、あるいは決算特別委員会などでも毎回出ている話かと思えます。

今年度の募集倍率と入居者の平均入居年数を教えてください。

◎住宅課長 平成20年度における応募倍率ですけれども、4月、8月、12月と年3回ほど募集しております。4月は28.7倍、8月は21.9倍、12月は18.5倍、通算年平均で22.5倍です。なお、入居者の平均年数ということですが、現在把握している数字では平成20年4月1日の時点で約16年間となっております。

◆高木真理委員 足りないから建てろという話は全然しないのですが、倍率はやはり問題だと思いますね。22.5倍が平均であるということは、1人入ったらあと20何人が入れないというわけですね。平均の入居年数が16年ということは、これは減額されている家賃の分を1人の倍率を勝ち抜いた人が利益を受けるわけですけれども、これ多分年額で換算するだけでも結構いくことに加え、掛ける16年間分の恩恵を受けるというわけで、住宅が足りないということは、ちょっと事例が適当かどうかわかりませんが、就学援助制度というのは、すべて困っている子どもには行き届かなければいけないと皆さん思うと思うのですけれども、これが抽選で当たった子どもにしか適用されないとしたらとんでもない話でありまして、住宅を真に必要としている人にこれだけしか住宅が届いていないというのは、すごく不公平。しかも、当たったごくわずからッキーな人の幸運は16年間続くということになってしまうのですね。

住宅は生きる基本で、ここを支えれば生活保護にいかなくて済むというケースも多々あると思います。生活保護にいつてしまうと、結果、行政コストが上がってしまうということを考えれば、そうしないためにも住宅を支えることが必要だというような認識は担当課でお持ちか、伺いたいと思います。

◎住宅課長 生活保護制度は、いわゆる生活に困窮している方を救済するということを目的としておりまして、また、公営住宅制度は住宅に困窮している方を救済することを目的としておりますことから、両者には綿密な関係があると認識しているところ です。

確かに、建設費用という点だけを比較してどうなのかということに関して考えますと、数値的には生活保護の費用を払うのであれば、その部分について建設費に回せるのではないかという考え方もなくはないのかなとは思いますが、しかし、実質的に生活に関しましては自分の努力で所得水準を上げることができる方と、通常の労働が難しいなど自己の努力には限界がある方とがおるのではないかと思います。そうした点から考えてみましても、市営住宅を建設することで生活保護世帯を抑制、または減少させることにつながるかということについては私もちょっとわかりかねますので、實際上……

◎住宅課長 はい。そういった方でも、建設することで生活保護が減るか否かについては、一概に言うことはできないと思います。

◆高木真理委員 一概に言うことはできないというのはあると思うので、厳密に検証されるかというのはあれですけれども、明らかに関係あると私は思います。私も、かつては足りない分は建てろと思ったのですけれども、確かに、もう市内全体に建設済みの住宅供給戸数がある程度の数があるという点からは、建て替えを中心にしていくという方針については了承です。

しかし、そのことと低所得者の住む場所が確保されなければならないというのは別のことでありまして、根本的な解決方法を講じる必要があると思います。それには、家賃補助をバウチャー制で行うなど、他の先進諸国では一般的な方法のようですね、調べると。なので、こういったことをやっていく以外にはないのではないかと思います。検討したことはあるのか。あれば、採用に至っていない理由を教えてください。

◎住宅課長 さいたま市となりまして家賃の助成制度について検討したかということとでございますけれども、基本的には検討したということはありません。ただ、考え方としては住宅の確保という、基本的には自助努力で得ていただくのが一番よろしいこととございまして、単純に家賃を支払うということと考えると、家賃をまずだれに支払うか。例えば、入居者に支払うとしてもどのような世帯に支払うのか、所得階層を定めて行うのであれば、生活保護制度と同様に支払い能力の把握をいかにするかを考えなくてはならないと思います。逆に言えば、貸主の方に支払うのであれば、家賃が適正であるかの評価をどのようにするのかなどが問題になります。

いずれにしても、適正な運営のための事務処理体制や技術の整備が必要であります。また、生活保護におきましては大きな国の補助があります。それらを考えて現在財源確保の厳しい折、現時点においてはそうした家賃補助制度の導入は困難な状況ではないかと考えております。

◆高木真理委員 困難があるのはわかるのですが、諸外国でやっているということは、仕組みは調べて工夫すればできるということだと思いますので、この格差を放っておいていいとは思いませんし、きょうの埼玉新聞で生活保護の申請件数が前月比で89%、さいたま市もアップしたと出ていましたけれども、住宅を支えるということは、本当にこういう大変なときが必要ではあると思います。

市営住宅の募集要綱を見ると浴槽という欄があるのですよね。ふろ場はあるけれども浴槽とふろ釜を持って引っ越してきてくださいという制度になっていて、そういう住宅が36住宅中19住宅もある、こんな民間住宅はもうないと思うのですよね。時代錯誤だと思うのですが、それを前年踏襲でやっていくからこうなっているのだと思うのですが、時代というものを見極めて、今何をしなければいけないのかということで、市営住宅というものの使命をきちんと果たしていただきたいと強く思います。市営住宅を終わります。

次に、住宅政策推進事業、予算書159ページについて伺います。

これは、マンション管理セミナーや、相談事業などもこの費用の中で見ていくものだと伺っておりますけれども、この事業は大変重要な事業だと私も認識しておりますが、マンションの建て替えが必要になってくる住宅も、やはり築年数が古いもので出てきていると思います。しかし、これはなかなか課題が多くて前に進めない。これもマンション管理セミナーや相談で対応していただく内容であるとも思うのですが、そこへの対応は本年度どのように行われるかということで伺います。

◎住宅課長 委員おっしゃいましたとおり、年2回のマンション管理セミナーと毎月1度、第3水曜日に相談会ということで、NPO法人等の協力によりましてマンション管理士等の派遣をいただきまして実施しております。

確かに、民間の分譲マンションにおきましても、昭和40年代から50年代に建設された建物は老朽化が進んできているのかと思います。そういった観点から見ますと、最近の相談内容も大規模な修繕ですとか、さらに先に進んで建て替えの相談とかある



のが事実でございます。ただ、ちょっとマンション管理セミナー、管理というところでも維持管理の面ととらえがちな点がありますので、今後は広報的な活動の中でも、そういった建て替え等の相談もやっておりますということはアピールしていく必要性があるのではないかなと思います。

それから、建て替えそのものに関する支援に関しても、今後こういった支援ができるかなど、国の施策等との関係もあわせながら支援の方法を研究してまいりたいと思います。

◆高木真理委員 ぜひ研究を進めていただきたいと思います。

次に移ります。さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業、これは重要政策事業ということで概要の 84 ページにも詳しくありますけれども、これの診断のほうではなくて改修のことについて伺いたいと思っております。

平成 20 年から 27 年までの 8 年間を期間とするさいたま市建築物耐震改修促進計画というものが策定されて、既にスタートしておりますけれども、この計画では 90%の耐震化を目標と位置づけています。対象戸数は 4,800 戸ということなのですが、計画の初年度、平成 20 年度に耐震化した数、年度末までということで見込みでもいいですが、まずその数と、それをやったことによって計画の進捗率がどこまでいったか伺いたいと思います。

◎建築総務課長 今年度の耐震化された件数でございます。現時点では 33 件、耐震改修を行っております。現段階での耐震化率というのは出しておりません。

◆高木真理委員 4,800 戸が対象で、これを 8 年間でやらなくてはいけないのに 33 戸というのは進んでないなというのは、計算すればすぐに出てきますけれどもということだと思います。

平成 21 年度予算を使うとどのくらいの件数が行われ、どのくらい進捗すると見込んでいるのかをお願いいたします。

◎建築総務課長 平成 21 年度の予算では、住宅に関しては 1 戸当たり 60 万円で 40 戸分、予算を見込んでいます。40 戸分でございます。トータルで 2,400 万円の予算を計上してございます。これが実施されたとしても、まだ耐震化率がそんなに動くもの

ではないと考えております。

◆高木真理委員 助成制度で耐震化する人ばかりではないと考えますと、これを使わないで自前のお金でやっていける人がたくさん出て進めばですけども、そんなことは基本的に見込めない、改修したい人は使いたいと思うので、計画を立てているのにこの進捗でいいのだろうかという疑問が浮かんでまいります。これはなぜ進まない担当では思っているのでしょうか。あるいは、そこで聞こえてくる声などありましたら、その原因のところを伺いたいのですが。

◎建築総務課長 確かにおっしゃるとおり、なかなか進んでいないのが実情です。一つには、耐震診断をまずするという行為です。これは設計事務所を選定して依頼しますので、その選択にちょっと大変な苦労がある。工事に至っても、施工業者を余りよく知らないこともあると思います。また、施工する、耐震改修するということはそれなりの負担が伴いますので、そういったことからなかなか進まないのだろうとは考えております。

◆高木真理委員 実際、工事を進めていくことで市民がわからないことが多いのでということで分析していらっしゃるということであれば、そういうところのつなぎを、ぜひ情報提供などをしっかりしていただきたいと思っております。

あとは、やはりどうしても耐震化というと値段が高いという思いも、だったら建て替えるまでこのまま待ちやおうかなという市民もいるのではないかなと思いますけれども、どんどん工法というものもいろいろなものが出てくるので、情報でSRF工法というらしいのですけれども、格安でできる、3割安ぐらいでできる、こういうテープのようなものを巻きつけることで補強するという工法もあるということを知りました。ほかにもいっぱいいろんな手法があるのだと思うのですけれども、そういう安い方法でできるというような情報を市で収集して、そういったこともあるのですよということを市民に伝えていくことも活動としては必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎建築総務課長 比較的安価にできるそういう工法があるということは私どもも知っています。しかし、個別の方法をPRしていくのは、市としては難しいところでご

ざいます。でも、そういうことは我々も知っていますので、ある程度市民に対して、我々の制度を含めて周知啓発していくことは必要だと思います。

◆高木真理委員 ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

それで、ここからはちょっと提案なのですけれども、今経済危機、不況だということで、こういうときにこそ、仕事おこしという意味からも補強工事をぜひ行われたらいいのではないかな。本当に必要なことなので、ぜひそれを前倒しで今やってもらえるといいのではないかなと思うのですが、そう考えたときに、なかなか行政ではこの手法を使わないのですけれども、今ならお得キャンペーンみたいな感じで、この2年間、3年間限定で補助金が、例えば10万円、5万円アップします、駆け込みでいかがですかというのをやると、私たちも今だけと言われると初期工事費用が無料だったら今これに入っちゃおうかなとか、安いから買っちゃおうかなという心理が働くと思いますね。

合併も、合併特例債をここまでに申請しないと切れちゃいますよということで、いっぱい合併で駆け込んできたわけですね。こういう手法で耐震補強を進めたらいかかかと思いますが、いかがでしょうか。

◎建築総務課長 今回の提案は民間建築物に対するものと理解するわけですが、民間建築物でございますので、耐震工事を行うかどうかというのはやはり建築主、所有者の方が最終の判断をするということでございます。これを市が積極的に工事を行うということは、かなり難しいわけでありまして。こういう経済情勢ですから、市民とすれば極力負担を抑えるという考えも働くのではないかと思います。市としては、先ほどおっしゃいました平成27年度までに90%の耐震化率を目標にしておりますので、これを達成するためにさまざまな支援策を提案していきたいと思っております。

◆高木真理委員 さまざまな支援策の中に、ぜひ盛り込んでいただけるといいなと思いました。

次に、下水について簡単に伺いたいと思います。

実際の事業の内容ではなくて、財政面について伺いたいと思います。

下水道のプランでは、目標を2020年に置いた計画の中で下水道事業は多くの建設事業費と期間を要することから、中長期的な視点に立った経営を行う必要があると書

いてあって、そのとおりだと思うのですけれども、中長期の会計のシミュレーション自体を持っていらっしゃるのかということと、とにかく今、平成 25 年の 90%の施工に向けて建設していくということだと思うので、今年度のこの予算というのは 90%に向けた、その 1 年分を建設していくための予算組み、つまり言ってみれば、ある程度平成 25 年までは毎年同じような予算の中のワンシーンというか、1 年度分ととらえていいのか、あるいは、その中でも今年は特に繰上償還を行うなど、何か特徴的なこういう財政的な工夫をするということがあれば、お聞かせください。

◎下水道財務課長 最初の中長期的な経営の観点でございますが、経営の健全化、効率化等によりまして、経営基盤強化の観点から平成 19 年度に下水道事業中期経営計画を策定しております。本計画は、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間を計画期間としまして、財政収支計画や将来需要予測、設備投資計画等からなります事業計画と、各部門におけます経営改革、人材育成等の経営基盤強化への取り組み等により健全経営を進めているところでございます。

◎下水道計画課長 90%の達成までの 5 か年間で今年度だけ突出しているのか、あるいは平均なのかという御質問かと思えます。私ども、平成 25 年の 90%達成に向けて平均的な整備量を計算してございまして、今年度だけ特別に突出しているわけではございません。平均化でございます。

◆高木真理委員 ちょっと時間がなくなってしまったので伺わないのですけれども、やはり下水道事業会計の場合には企業債の残高、負債の圧縮をどういうふうに進めていくかということも大変大きな課題だと思いますので、着実に計画の中で取り組んでいていただければと思います。